

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

上手な生活設計のための“FPの日” 10月から相談会、無料セミナー全国開催

NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が毎年開催する「くらしとお金」についてのセミナーや相談会～「FPの日」をご存知だろうか？今年は10月22日(土)～11月27日(日)まで同協会認定のCFP・AFP認定者(ファイナンシャル・プランナー)が全都道府県(全50支部)で計54回開催する。今年で13回目、参加費は無料。このイベントは、自分や家族の将来の資金計画や生活設計を立てるファイナンシャル・プランニングの重要性を広く知ってもらうことや「くらしとお金」の専門家の存在をより身近に感じてもらうことを目的に開催される。

セミナーでは、マイナス金利、確定拠出年金や相続など近年話題のテーマから、「投資・貯蓄」や「年金」「住宅ローン」「保険」などのテーマを取り上げる。昨年はセミナーに8,143名、相談会には587組が来場。相談テーマは、ライフプラン(22.4%)、資産運用(18.9%)、住宅・不動産(18%)、年金・老後(11.1%)、生損保(14.3%)、相続・贈与(11.1%)など。インターネット時代を迎え新たな金融サービスが誕生する一方で、新種のトラブルも多い。国民生活センターにきたネット内職の相談は2015年度に1,472件と2年連続で1,000件を超えている。「FPの日」は小学生を対象とした金銭教育(おこづかいゲーム)を行う地域もあるなど、専門家の相談を受ける機会を生かそうと勧めている。

税務会計

消費税率引上げ時期の変更に伴う措置 軽減税率など軒並み2年半延期又は延長

消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置が閣議決定され、来月下旬に開かれる予定の臨時国会に提出される。

閣議決定の内容をみると、消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置としては、消費税率の10%への引上げの施行日を2019年10月1日に2年半延期し、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を半年前となる2019年4月1日にそれぞれ変更する。また、消費税率引上げ時期の変更に伴う措置として、消費税の軽減税率制度の導入時期を2019年10月1日に変更する

適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されるまでの間の措置については、(1)売上税額の計算の特例(中小事業者向け)の適用期間を2019年10月1日から2023年9月30日までに変更、(2)仕入税額の計算の特例(中小事業者向け)の適用期間を2019年10月1日から2020年9月30日までに変更、(3)中小事業者以外の事業者に対する売上税額又は仕入税額の計算の特例については、措置しない。

また、適格請求書等保存方式の導入時期を2023年10月1日に変更し、消費税転嫁対策特別措置法の適用期限は2021年3月31日まで延長する。そのほか、関連措置として、車体課税の見直しの実施時期について自動車取得税の廃止時期を2019年10月1日に変更することや、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期をそれぞれ2019年10月1日に変更する。

今週のキーワード

FPの日

FP協会では、1987年に任意団体として設立されたときの創立月である11月の第1土曜日(今年11月5日)を「FPの日」としている。これまでの相談事例は多岐にわたり、一般的に多いのは、▽生活設計全般▽貯金、借金、相続、内職(アフィリエイトなどによる収入、トラブル)、税金、保険など。▽クレジットカードで損してしまう払い方とは?といったクレジットカード相談、最近ではNISA(少額投資非課税制度)では高齢者に多く、親族の成年後見制度など深刻な家族相談もある。